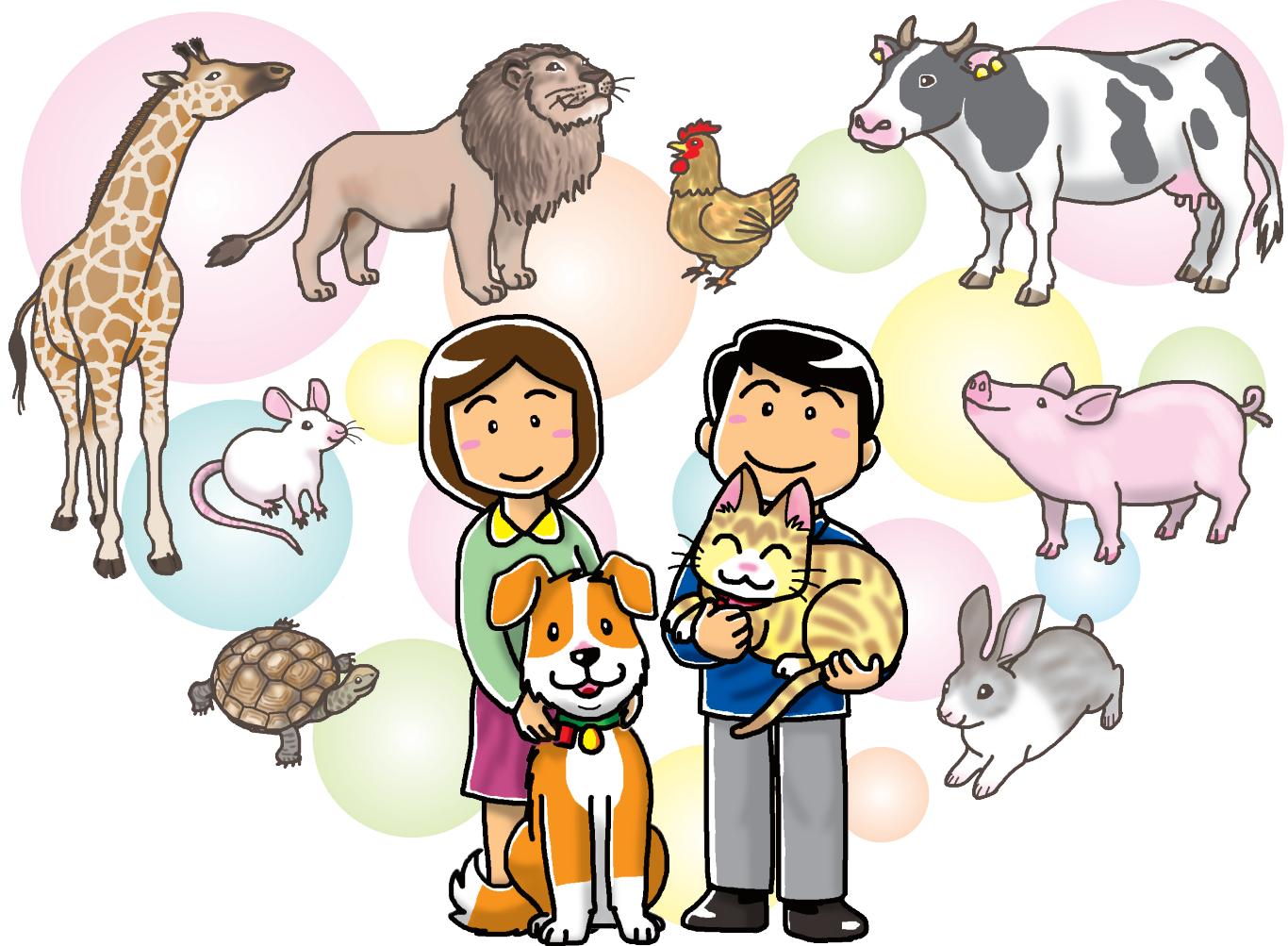


知っていますか？ 動物愛護管理法



動物愛護管理法の目的である
「人と動物の共生する社会の実現」を目指すには
法律を理解し、正しい知識をもつことが大切です。

人と動物の共生する社会の実現を目指して



「動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)」の対象となる動物は、家庭動物(ペット等)だけでなく、展示動物、産業動物(畜産動物)、実験動物などを広く含みます。

人と動物の共生する社会の実現への2つの柱 「愛護」と「管理」

動物愛護管理法は、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的としています。動物の虐待や遺棄を防ぎ、動物の適正な取扱いや動物の健康と安全を守ることを通じて、命を大切にする心豊かで平和な社会を築くとともに、動物をただかわいがるだけでなく正しく飼養し、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害や、騒音や悪臭など生活環境の保全上の支障を防止することを目指しています。



動物愛護管理法のあゆみ

「動物の保護及び管理に関する法律(動物保護管理法)」は、昭和48年に議員立法[※]で制定されました。その後、平成11年に名称が「動物の愛護及び管理に関する法律」に変更され、平成17年、平成24年に法改正が行われています。

※国会議員によって法律案が発議され、成立した法律のこと

● 1973(昭和48)年 制定

議員立法により「動物の保護及び管理に関する法律」制定(全13条)。

[内容]

- ・目的 ①基本原則 ②動物愛護週間
- ・適正な飼養及び保管
- ・犬及びねこの引取り
- ・負傷動物等の発見者の通報措置
- ・犬及びねこの繁殖制限 ③動物を殺す場合の方法
- ・動物を科学上の利用に供する場合の方法及び事後措置
- ・動物保護審議会 ④罰則



● 2012(平成24)年 改正

前回の改正から約5年経過し、法律の施行状況等を踏まえ大幅に改正(のべ64条(枝番含む))。

[主な改正内容]

- ・法の目的が、人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境への影響の防止だけでなく、動物の健康及び安全の保持を図ることの双方であることを明示し、「人と動物の共生する社会の実現」が法の目指すものであることを示した。
- ・「5つの自由[※]」の趣旨について明記
- ・動物愛護管理推進計画に災害時対応を追加
- ・飼い主(所有者、占有者)の責務の強化(原則終生飼養など)
- ・多数の動物の飼養及び保管に係る届出制の明示
- ・動物取扱業の規制強化(第一種動物取扱業者の販売時の対面説明及び現物確認の義務化・幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限など犬猫等販売業の義務・感染症の疾病的予防、第二種動物取扱業者の新設など)
- ・「多数の動物の飼養又は保管が適正でないことにより、虐待のおそれがあると認められる」ときの措置
- ・特定動物の飼養保管に係る規制強化
- ・自治体が犬及び猫の引取りを拒否できる場合の記載、返還及び譲渡の推進
- ・動物愛護推進員の活動として災害時の動物の避難、保護についての協力を追加
- ・動物の虐待について獣医師による通報を追加
- ・罰則の強化と動物虐待の定義の明確化

● 1999(平成11)年 改正

「動物の愛護及び管理に関する法律」に名称変更。動物は「命あるもの」と法律に明記、動物取扱業者の届出制を導入、飼い主責任の徹底、動物販売業者の責務、虐待や遺棄に関する罰則の強化など大幅に改正(全31条)。



● 2005(平成17)年 改正

基本指針及び動物愛護管理推進計画の策定、動物取扱業の規制強化(届出制から登録制へ)、特定動物の飼養許可制の導入、実験動物への配慮、学校等における動物愛護の普及啓発、罰則の強化など改正(全50条)。



※国際的に認められている動物の取扱いにおける基本理念(①飢え、渴き及び栄養不良からの自由、②恐怖及び苦悩からの自由、③物理的及び熱の不快からの自由、④苦痛、障害及び疾病からの自由、⑤通常の行動様式を発現する自由)

動物愛護管理法のあらまし



詳しくは⇒

基本原則（第2条）で、「動物は命あるもの」であることを認識し、動物を虐待することのないようにするだけでなく、人と動物が共に生きていく社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うよう定めています。

■飼い主の責務

(第7条、第37条)
飼い主(所有者、占有者)は、動物の種類や習性等に応じて、動物の健康と安全を確保するように努め、動物が人の生命等に害を加えたり、迷惑を及ぼすことのないように努めなければなりません。

⇒詳しくは4ページ

■動物の飼養及び保管等に関する基準

(第7条、第41条)
家庭動物等、展示動物、産業動物、実験動物のそれぞれについて、飼養及び保管等に関する基準を定めています。

⇒詳しくは5ページ

■動物取扱業の規制

- ・第一種動物取扱業者 (第8条、第10条～24条)
営利を目的として動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあっせん、譲受飼養を業として行う場合、都道府県知事等の登録を受けなければなりません。
- ・第二種動物取扱業者 (第24条)
営利を目的とせず飼養施設を設置して一定数以上の動物を業として取扱う場合、都道府県知事等に届け出なければなりません。

⇒詳しくは裏表紙

■周辺の生活環境の保全

(第25条)
多数の動物を飼うことによって周辺の生活環境が損なわれている場合や、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことにより虐待のおそれがあると認められる場合は、都道府県知事等は飼い主に対して必要な措置をとるように勧告や命令を行うことができます。

⇒詳しくは6ページ



■特定動物の飼養規制

(第26条～33条)
人に危害を加える恐れのある動物として国が定めた危険な動物（特定動物）を飼う場合は、動物種・飼養施設ごとに都道府県知事等の許可が必要です。また、飼い主は飼養施設の構造や保管方法についての基準を守らなくてはなりません。

⇒詳しくは5ページ

■犬及び猫の引取り、負傷動物の収容

(第35条、第36条)
自治体は、犬及び猫の引取りを行ふとともに、道路、公園、広場、その他の公共の場所において発見された負傷動物等の収容を行います。※所有者から引取りを繰り返し求められた場合などは引取りを拒否できます。

⇒詳しくは6ページ

■罰則

(第44条～50条)
愛護動物のみだりな殺傷、虐待、遺棄は犯罪行為として罰せられます。また、動物取扱業や特定動物の飼養などについても罰則が設けられています。

⇒詳しくは7ページ

（その他）

■動物愛護週間 (第4条)

広く国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるため、毎年9月20日から26日までを動物愛護週間とし、国や地方公共団体ではその趣旨にふさわしい行事を実施しています。

■基本指針と推進計画 (第5条、第6条)

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するため、環境大臣が基本指針を、都道府県は推進計画を定めます。推進計画では、災害時における動物への対応も定めることされています。

■動物愛護推進員と協議会 (第38条、第39条)

都道府県知事等は動物の愛護と適正な飼養を推進するため、動物愛護推進員を委嘱するとともに、動物愛護推進員の活動を支援するための協議会を組織することができます。

知っていますか -①

動物の飼い主の責務 (第7条)

動物の飼い主(所有者又は占有者)は「命あるもの」である動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し又は保管することにより、動物の健康と安全を保持するように努めなければなりません。これはペットの飼い主だけでなく、ペットショップやブリーダー、展示施設や動物保護シェルターなど、すべての動物の所有者又は占有者も同様です。

第1項 迷惑防止



動物が人を傷つけたり、財産に損害を加えないようにすること。人に迷惑をかけないようにすること。

第2項 感染症の予防



動物の感染症について正しい知識を持ち、自分や他の人の感染を防ぐこと。

第3項 逸走防止



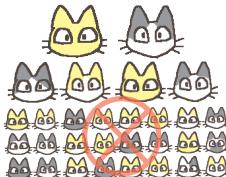
動物が逃げ出したり、迷子にならないように、必要な対策を取ること。

第4項 終生飼養



動物の種類や習性などを正しく理解し、原則として、動物がその命を終えるまで適切に飼い続けること。

第5項 繁殖制限



動物が増えすぎて、適正な飼養ができなくなるないように、不妊去勢手術などの繁殖制限をすること。

第6項 所有明示(身元表示)



飼い主がわかるよう、首輪や迷子札、脚環、マイクロチップなどを装着すること。

所有明示の重要性

ペットと離ればなれになったときのため、保護された際に飼い主のもとに戻れるよう、迷子札とマイクロチップなど、普段から身元を示すものを二重でつける対策をとっておきましょう。

●迷子になるのはこんな時

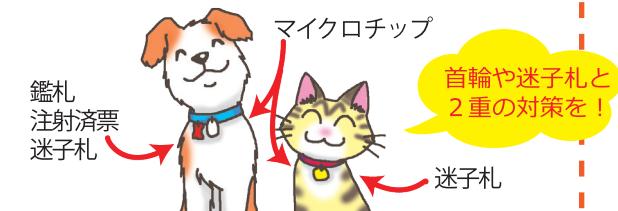
- ケース1 雷や花火など大きな音に驚いて走り去る
- ケース2 散歩の途中に放れてしまう
- ケース3 閉め忘れたドアや窓から外に出てしまう

●マイクロチップとは・・・動物の個体を識別するためのもの



- ・直径約2mm、長さ約8~12mmの円筒形のカプセルで包まれた電子標識器具です。
- ・それぞれに異なる15桁の番号が記録されています。
- ・一度体内に埋め込むと半永久的に読み取りが可能な身元証明になります。
- ・獣医師により専用の注射器を使って装着します。
- ・専用のリーダー※で読み取り、データベースに照会すると飼い主情報を確認できます。

※リーダーは保健所や動物愛護センターなどに設置されています。



- ケース4 移動中に車内から飛び出してしまう
- ケース5 地震などの災害でパニックになって逃げてしまう



マイクロチップの読み取り

●飼い主登録について

データの登録や変更を忘れずに！

- ・マイクロチップを装着したら飼い主はデータを登録すること。
- ・飼い主が変わった時、連絡先が変わった時などは、必ず変更の連絡をすること。
- ・装着するだけでは飼い主は見つかりません。

マイクロチップについての問い合わせ先
公益社団法人日本獣医師会(AIPO事務局)電話03(3475)1695



知っていますか -②

動物の飼養及び保管等に関する基準 (第7条、第41条)

ペットや学校などで飼われている家庭動物、動物園やペットショップで展示・販売されている展示動物、畜産の目的で飼養される産業動物、科学上の目的のために飼養される実験動物のうち、哺乳類、鳥類、爬虫類について、健康と安全を確保するとともに人への危害や迷惑を防止するための飼養及び保管等に関する基準を定めています。

また、実験動物については苦痛の軽減についても定めています。

詳しくは⇒



家庭動物

家庭や学校などで飼われている動物
(ペット、学校飼育動物、福祉施設の動物など)



●主な内容

- ・飼う前に生態や習性に関する知識の習得に努めること。
- ・家庭動物等の飼養数は、適正な管理が可能な範囲内とするよう努めること。
- ・さく等で囲まれた自己の所有地など以外で犬の放し飼いを行わないこと。
- ・犬をけい留する場合には道路に接しないよう、健康の保持に必要な運動量を確保すること。
- ・犬を道路等屋外で運動させる場合には、犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと。
- ・猫の所有者等は室内飼いができない場合には、不妊去勢手術など繁殖制限の措置を講じること。
- ・飼い主のいない猫を管理する場合には不妊去勢手術をして、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行うよう努めること。

(家庭動物等の飼養及び保管に関する基準)

産業（畜産）動物

牛や豚や鶏など産業利用のために飼われている動物



●主な内容

- ・動物の生理、生態、習性を理解し、健康管理、環境確保、衛生管理及び安全を守ること。
- ・動物による人の生命、身体、財産に対する侵害、生活環境の汚染を防止すること。

(産業動物の飼養及び保管に関する基準)



知っていますか -③

特定動物の飼養規制 (第26条～第33条)

人の生命・身体等に危害を加えるおそれのある動物（特定動物）を飼うには都道府県知事等の許可が必要となり、飼養施設の構造や保管方法についての基準を守らなくてはなりません。

■対象となる動物

トラ、クマ、ゾウ、キリン、オオカミ、ニホンザル、サーバルキャット、コンドル、イヌワシ、マムシ、ニシキヘビ、ワニ、ワニガメなど

約 650 種の哺乳類・鳥類・爬虫類

特定動物
詳しくは



■飼い主の遵守事項

- ・動物種ごとに基準を満たした施設があること
- ・施設の強度を確保すること
- ・施設の中だけで飼養し、第三者の接触を防止すること
- ・マイクロチップ等による個体識別措置を行うこと
- ・災害時などで飼うことが難しくなった場合に備えておくこと

本当に飼えますか？

強力な爪牙や強い毒性、高い運動能力を持つ種類のほか、成長により大型化したり、非常に寿命の長い種類もあります。その命を終えるまで適切に飼い続けられるか、災害時のことなども十分に考慮したうえで飼養の判断が必要です。



キングコブラ

ソウゲンワシ

ワニガメ

知っていますか -④

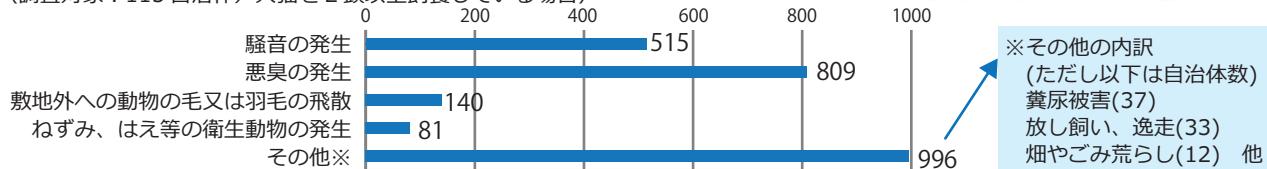
周辺の生活環境の保全 (第25条)

多数の動物を飼うこと(多頭飼育)によって周辺の生活環境が損なわれていたり、動物が虐待を受けるおそれがある場合、都道府県知事等はその飼い主に対して必要な措置をとるよう勧告や命令を行うことができます。また、条例により、犬や猫を多頭飼育する場合には届出を義務づけている自治体もあります。

■周辺の生活環境が損なわれている事態

多頭飼育による臭い、鳴き声、毛や羽毛の飛散、糞尿、ネズミや昆虫の発生などにより、複数の周辺住民の生活環境が損なわれていること。

■苦情の原因と件数／平成28年度実績、環境省調査
(調査対象：115自治体／犬猫を2頭以上飼養している場合)



■動物が虐待を受けるおそれのある事態

多頭飼育による動物の栄養不良、異常な鳴き声、爪の異常な伸びや体表の汚れ、繁殖による数の増加など、動物が衰弱していること。

犬のストレスサイン

- ・過剰に吠える、鳴く
- ・自分の尾を追いかけて回る
- ・落ち着かない
- ・攻撃的になる
- ・家具やケージを噛む
- ・食欲不振または食欲亢進になる
- など

猫のストレスサイン

- ・不適切な場所で排泄する
- ・狭いところにこもる
- ・体を過度に舐めて、毛が抜けてしまう
- ・他の猫を追いかけて回す
- ・食欲不振、元気消失
- ・膀胱炎、便秘
- など

■多頭飼育の崩壊

飼い主が世話をできる数以上に犬や猫を増やしてしまい、ついには世話ができなくなり破綻してしまう事例が発生し、大きな社会問題になっています。

■多頭飼育等によって苦情を受けるような飼育状態に至る主な原因

- ①知識の欠如 (不妊去勢、正しいしつけ等)
- ②みだりな餌やり、飼い主の死亡等
- ③経済的理由
- ④飼い主の高齢化
- ⑤病気等 (平成28年度実績、環境省調査)

▲ 多頭飼育の危険信号

- ①動物が清潔でない、手入れが不十分
- ②動物が健康的でない
- ③家中や外が散らかっている
- ④近隣とのコミュニケーションがない

猫の繁殖の特徴 猫は不妊去勢と室内飼いが重要です！

雌猫は雄猫との交尾の刺激によって排卵するので、交尾をすればほぼ確実に妊娠するといわれています。繁殖制限をしないと、1頭の雌猫が1年後には20頭以上、2年後には80頭以上に増える計算になります。

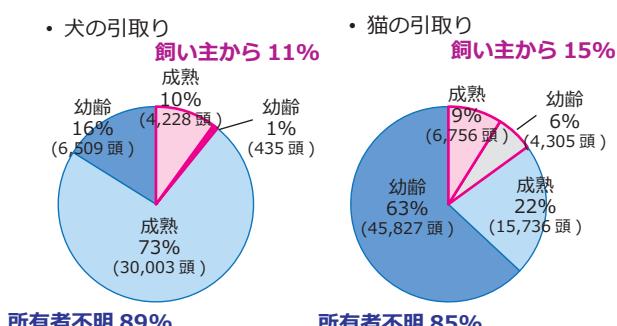


知っていますか -⑤

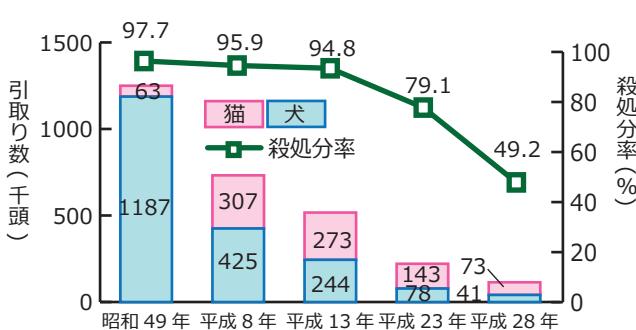
犬と猫の引取りについて (第35条)

動物保護管理法が制定された昭和48年当時は、年間で120万頭を超える犬と猫を引き取り、そのほとんどは殺処分されていました。その後、社会の変遷とともに、動物の適正な飼養管理を向上させるための普及啓発や自治体による返還・譲渡の取組、民間団体等と連携した活動などの効果もあり、引取り数、殺処分数は約10分の1に減っています。飼養放棄、不適切な飼養など、無責任な飼い主等がいる限り、自治体による引取り、やむをえない殺処分はなくなりません。

■全国の犬・猫の引取り数内訳(平成28年度)



■全国の犬・猫の引取り数と殺処分率の推移





知っていますか -⑥

罰則について（第44条～第50条）

「命あるもの」である動物をみだりに殺傷したり、苦しめることのないようにしなくてはなりません。愛護動物^{*}を虐待したり遺棄すると犯罪行為として罰せられます。

愛護動物のみだりな殺傷	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
愛護動物の虐待	100万円以下の罰金
愛護動物の遺棄	100万円以下の罰金

*愛護動物とは下の1又は2の動物で、家庭動物だけでなく実験動物や産業動物なども含みます。

- 1 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
- 2 1以外で人に飼われている哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

■動物の虐待とは



みだりに給餌や給水をやめる、酷使する、衰弱させる、病気やケガの適切な保護を行わない、排せつ物の堆積した施設や他の動物の死体が放置された施設で飼育すること、などとされています。以下、動物の虐待の考え方を示します。



積極的(意図的)虐待	ネグレクト
やってはいけない行為を行う・行わせる	やらなければならない行為をやらない
<ul style="list-style-type: none"> ・殴る・蹴る・熱湯をかける ・動物を鬪わせる ・身体に外傷が生じる、又は、生じる恐れのある行為や暴力を加える ・心理的抑圧、恐怖を与える ・酷使 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理をしないで放置する ・病気を放置する ・世話をしないで放置する ・健康や安全が保てない場所に拘束して衰弱させる ・排せつ物の堆積した場所や他の愛護動物の死体が放置された場所で飼養する

*虐待に該当するかどうかについては、行為の目的、手段、苦痛の程度等を総合し、社会通念により判断するものです。また、個々の案件に係る判断は、動物及び動物の所有者又は占有者の置かれている状況等を考慮して個別に行われるべきものとなります。

事例

1 猫のみだりな殺傷

猫を捕獲器に閉じ込め熱湯をかけるなどして9匹を殺害し4匹に傷害を負わせたとして、被告である男性が動物愛護管理法違反の罪に問われた。残虐的で常習的犯行であるほか、凄惨な映像を流し、それを見た人等から非常に多くの敵罰を求める嘆願書が寄せられるなど社会に与えた影響も大きいとして、懲役1年10ヶ月執行猶予4年の判決が言い渡された。

(東京地方裁判所 平成29年12月12日)



事例

2 犬の虐待

飼い犬2匹に餌を与えず、排せつ物が堆積された民家に放置するなどして虐待したとして、被告である男性が動物愛護管理法違反の罪に問われた。所有する家屋に犬のあごの骨が20以上あり、多数の犬を餓死させたことが疑われ、刑事責任は重いとして、罰金10万円の判決が言い渡された。

(大垣簡易裁判所 平成30年6月6日)



虐待が疑われる場合

- 地域で情報共有する(情報収集する、自治会で話し合う、回覧板で周知する等)
- お住まいの地域の自治体・動物愛護推進員・動物保護団体等に相談する
- 警察に通報する

■そのほかの罰則について

許可を受けないで特定動物を飼養したり、動物取扱業者の無登録や無届出、多数の動物により周辺の生活環境が損なわれている事態の改善などの命令に従わない者については罰金や懲役などに処せられます。また、これらを法人の従業員が業務で行ったときは、法人に対しても罰金刑が科せられます。

特定動物の無許可飼養	6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金
法人による特定動物の無許可飼養	5千万円以下の罰金
第一種動物取扱業の無登録営業	100万円以下の罰金
第二種動物取扱業の無届活動	30万円以下の罰金
周辺の生活環境が損なわれている事態で自治体の命令に従わない	50万円以下の罰金



▶ 知っていますか -⑦

動物取扱業者の規制と動物販売業者の責務(第8条、第10条～第24条)

哺乳類、鳥類、爬虫類を業として取り扱い、営利性がある場合は第一種動物取扱業、営利性がなく飼養施設を持ち一定数以上の動物を取り扱う場合は第二種動物取扱業となります。第一種動物取扱業者のうち、動物を販売する者は、購入者に対し、飼い方、習性などを説明する義務があります。施設や動物の取扱いなどに問題がある場合、登録及び届出先である都道府県知事等は、改善するよう指導、勧告、命令、報告徴収、立ち入りなど行うことができます。

第一種動物取扱業者 →登録が必要

対象) ペットショップ、ブリーダー、ペットホテル、動物プロダクション、動物園、ふれあい施設、訓練士、老犬猫ホーム、動物カフェ、オークション、トリマー、その他インターネットなどを利用した代理販売やペットシッター、出張訓練士のような飼養施設が無い場合も対象になります。



第二種動物取扱業者 →届出が必要

対象) 動物保護団体のシェルター、公園等での非営利展示など人の居住部分と区分できる飼養施設において、営利を目的とせず一定数以上の動物を取り扱う者。

3頭以上 牛、馬、ダチョウ、シカなど

10頭以上 犬、猫、ウサギ、アヒルなど

50頭以上 リス、インコなど



ペットとして飼わなくても動物にかかるることはできます。生活環境や飼養費用、飼い主の年齢など条件が整わない場合には無理して飼わないこと。飼う場合には以下のようなことに注意して、動物を適切に扱っている信頼できる動物取扱業者を選びましょう。

■飼い主になる際の注意点（哺乳類・鳥類・爬虫類）

- ・店舗やホームページの見やすい場所に第一種動物取扱業者の登録番号などの標識や情報が掲示されていますか。（事業所以外では胸元などに掲示）
- ・購入時にはあらかじめ現物確認と対面説明を受けましたか。※幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限あり
- ・平均寿命や適切な飼養、病歴や遺伝性疾患の発生状況など18項目の説明を受け、理解して署名しましたか。
- ・動物の飼養や保管等に問題がなく、規則を守った展示をしていますか。（犬猫8時～20時※条件により22時）
- ・自治体や保護団体からの譲渡の際にも、その動物の特徴や適切な飼い方、譲渡の条件をよく確認しましょう。



災害時にペットを守るのは飼い主だけです！

災害は突然起ります。いざというとき、あなたの家族とペットがともに安全に避難でき、一緒に暮らせるように、日ごろからの心構えと備えが大切です。

- ケージを固定するなど住まいの防災対策
- 家族や近所との災害に備えた話し合い
- 避難所の場所など情報収集と避難訓練
- ペットフードやシーツなど備蓄品の準備
- 一緒に連れて逃げられる頭数しか飼わない
- 猫は室内飼いを徹底（外にいると連れていけない）



- 迷子札やマイクロチップなど所有明示の徹底
- 不妊去勢をしておく（ストレス軽減と繁殖の防止）
- ワクチンなどの健康管理
- ケージに入る、むやみに吠えないなどのしつけ
- 人や他の動物に慣らしておく
- 様々な音や物に慣らしておく

※「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」では緊急時対策についても飼い主の責務としています。